

## 辞 任 願

去る4月28日付で私が提出した鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会の委員辞任願に対し、議長は5月19日に「不許可」とされ、また同月23日に「委員辞任願に係る不許可の理由について」の考えを、それぞれ文書で示されました。

しかし、不許可の理由について、いくつかの疑義があります。下記の理由により、私は委員として市民の負託にこたえることが出来ないため、鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会の委員を辞任したいので、再度辞任願を提出します。よって、委員会条例第12条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

理由：別紙のとおり。

平成23年5月30日

鳥取市議会議長 中西 照典 様

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会

委 員 角 谷 敏 男 ㊞

## 別紙【辞任願の理由について】

- ① 今回の辞任願の扱いについて、議長は事務局にある著書「議会運営の実際」（自治日報社発行）の問答を判断の参考とされていますが、その箇所の適用は衆議院規則であります、正しくありません。この主語は、「議会」と「議長の権限」を分けて、それぞれの場合を説明しています。ここでは、委員を本会議で選任した場合には辞任についても本会議に諮って許可すべきと指摘しています。

しかし、鳥取市議会の場合は、選任は本会議ですが、辞任の扱いは委員会条例第 12 条で「議長の許可を得なければならない。」と規定され、本会議で諮って許可するのではなく、議長の権限としています。

前出の「議会運営の実際」の解説でも、地方自治法第 110 条の行政実例で、議長の許可で辞任は可能であり、条例でも手続き的に簡素化された形をとっているのです。このことから、本会議で諮るべきことを議長の裁量に委ねた場合、その許可・不許可の理由は極めて明白かつ明確である必要があると考えますが、この度の不許可の理由については、以下の点において不明確であります。

- ② 議長は『「正当な理由」の有無について、出席の意思の有無が重要な基準とされており、出席の意思があるがやむ得ない理由、例えば病気などの場合は、正当な理由と該当するとされています』と述べています。しかし、その根拠とされたのは、注釈地方自治法〈全訂〉の欠席議員の懲罰の解釈です。これは、そもそも本会議を欠席する議員に関して、『欠席についての正当な理由』を解説したものであり、『辞任についての正当な理由』を解説したものではありません。「辞任」と「欠席」とは全く事柄が替わっています。

- ③ そして議長は、そのあとで「従って、委員会出席が議員としての責務である以上、出席の意思を持たない今回の辞任理由を正当な理由と認めることは出来ません。」とし、「出席の意思を持たない」から、辞任願が提出されていると扱っています。私は、「委員として責務を果たす意思はあるが、止む得ない理由で委員としての責務を果たすことが出来ない」ために辞任願を提出したのであります。その止む得ない理由に至った経緯・背景について、補足しておきます。

私は 4 月 28 日付の辞任願の理由で述べているように、特別委員会は当初新築方向を確認してスタートはしていますが、「設置当初とは異なる調査すべき内容があるのに審査がされない」と述べました。これは市民フォーラムな

どにみられる市当局の市庁舎問題の情報提供のあり方とアンケートのやり方への批判、耐用年数と寿命と県庁の耐震対策の調査、専門家の新たな提案であります。また、ワンストップサービスと市民が求めるサービスや『中心市街地における』まちづくりなどの論点も提起しました。しかし、「市庁舎建設」という委員会の性格を理由にして、調査項目として取り上げない多数決の運営が続けられています。『当局の説明でよしとする』のではなく、少数の意見でも調査特別委員会として調査・審査対象としていく事項・論点があれば、取り上げて調査し検証していくことです。(その調査の結果の可否は別として)そうされない特別委員会になっているもとの、私がこれ以上出席しても、市民の中にある市庁舎問題の様々な意見を踏まえた調査・審査が不可能になっていることを、議会運営委員会でも述べてきました。すでに私が提案した調査や論点を取り上げられない、議論も後戻りしないという意見が多数となり、委員会は駅周辺への建設を決めたもとの、出席して調査を求めても、それは採決の結果で不可能となっています。すなわち、私は出席したい意思を持って、調査項目が委員会で取り上げられる見込みは全くなく、これ以上議員として委員の責務がやむをえず果たせないために、辞任願いを提出せざるを得なくなったのです。よって、「出席の意思をもたない今回の辞任理由」という言い方は、正確ではありません。

- ④ 最後は、委員会の審査であります。議長は、不許可の理由について 5 月 23 日付の文書では、「4 会派のうち、3 会派の多数が「不許可」とされたことを踏まえ」、そして「適切に運営されているとともに、審議がつくされていると判断しており、このことから正当な辞任理由と認めることは出来ない」と述べています。

私は、③で述べましたが少数の意見が取り入れられる委員会の運営ですすめられなかったために、審査の展開がすすみ、私の提案する点は審査できない状況に進んでいます。この点で、3 会派の意見には「運営に瑕疵はなかった」とか「持論が認められなければ委員を辞める」との意見があります。私は瑕疵があったとか、なかったとか言っているではありません。また、持論が認められなかったから辞めるというではありません。すでに、市庁舎は一定の新築の方向で議論が建設場所の問題に移り、後戻りしないと決められています。そうした状況のもとで、私がこれまで特別委員会でもとめた提案した調査や論点は取り上げられません。委員会の中では少数です。しかし、私は有権者との約束は守る責務があります。それを曲げて委員会の方向に沿って議論することに態度を変えれば、民主主義の土台は根底から崩れてしまいます。議員や議会への信頼が失われていきます。議会は様々な意見をもつ議

員で構成されています。当然、お互いの意見が尊重される議会運営がおこなわれていくように努めるべきです。多数決の決定だからといって、従来の主義・主張まで曲げることは要求できません。辞任願は「不許可」だから、出席して審査して議員の義務を果たすように求められますが、少数意見であったとしても議員の責務である公約を捨てて審査に参加することはできません。前述の著書「議会運営の実際」には、「しかしながら辞任の理由を厳格に解して、仮に辞任を不許可にした場合、特別委員として十分な活動をするのを当該委員に期待できませんので、当該委員会の活動を重視する観点からは、むしろ辞任を許可し、他の議員を特別委員会に選任の方が効果的です。」と述べられています。

こうした点も考慮いただき、判断していただきますよう再度提出いたします。

(以上)